情 報 公 開 規 程

第１条（目的）

ここでいう情報公開とは、社団法人国際経済労働研究所（以下「研究所」という）が公開する各種情報（調査研究を通じて集積されるデータや分析結果）の開示を指す。

２．本規程は、研究所が保有する情報の一層の公開を図り、研究所の調査研究事業を広く一般に説明するとともに、公益法人としての責任が全うされるよう、一般の的確な理解と批判の下にある公正な研究所事務の推進に資することを目的とする。

３．情報公開は、これを公益事業の一環として位置づける観点から、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号、最終改正：平成二〇年五月二日法律第二八号)」付則２条（別表各号）にある該当事業の促進に資するものであることを目的とする。

（参考：別表各号）

一　　学術及び科学技術の振興を目的とする事業
二　　文化及び芸術の振興を目的とする事業
三　　障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
四　　高齢者の福祉の増進を目的とする事業
五　　勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
六　　公衆衛生の向上を目的とする事業
七　　児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
八　　勤労者の福祉の向上を目的とする事業
九　　教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
十　　犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
十一　事故又は災害の防止を目的とする事業
十二　人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
十三　思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
十四　男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
十五　国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
十六　地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
十七　国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
十八　国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
十九　地域社会の健全な発展を目的とする事業
二十　公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
二十一　国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
二十二　一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
二十三　前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

４．研究所では、この情報提供にあたり情報寄託者保護の観点から本規程を設ける。

第２条（用語）

本規程において使用する用語の意義は、以下の各号に定めるところに従う。

①情報寄託者：研究所に情報を提供した法人・団体・個人等。

②公開　　：提供を受けた情報から得られる二次的な知見を、広く第三者に伝達すること。

③開示情報　：第２号に掲げる二次的な知見を指し、情報寄託者の匿名性が侵害されない形で伝達される情報で第３条にて規程されるもの。

④電磁的公開：インターネット等、不特定多数が情報を取得し得る電子媒体上の情報公開。

第３条（開示情報の範囲）

本規程において「開示情報」とは、研究所の職員・役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録の一切であって、職員・役職員が組織的に用いるものとして、研究所が保有しているものをいう。ただし、第６条の開示義務規程の範囲を逸脱するものを除く。

第４条（開示請求権）

第５条の手続きを経た者は、研究所に対し、情報の開示を請求できる。

２．開示請求に当たり、問い合わせ等を行う場合は、別紙様式１―３を研究所に提出することができる。研究所は問い合わせ受理後 30 日以内に回答を行うものとする。同期間内に回答ができない事務処理上の困難その他正当な事由があるときは、研究所は問い合わせ者に対し、遅滞なく、回答可能な期日及び事由を通知しなければならない。

第５条（開示請求の手続）

開示の請求は、請求をする者の氏名及び自宅住所、必要な情報の内容その他の開示請求に係る文書、図画、電磁的記録を特定するに足る事項を記載した書面（別紙様式１）を研究所に提出しなければならない。

２．研究所は開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求をした者（以下、「開示請求者」という）に対し、相当な期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、研究所は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第６条（情報の開示義務）

研究所は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、開示請求に係る文書、図画、電磁的記録を開示しなければならない。ただし、研究所は、次の各号に掲げる情報（以下、「不開示情報」という）のいずれかが記録されている場合には、第７条の規程に従い、開示を検討するものとする。

①特定の法人・団体・個人に関する情報であって、これらを識別できるもの、又は知的財産権に関する情報等、公にすることにより、これらの権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、研究所の規則又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除く。

②研究所の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人・団体・個人において公にしないことが通例である等、公にしないことが当該情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。

③公にすることにより、他の機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがあると研究所が認めることにつき、相当の理由がある情報。

④公にすることにより、犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると研究所が認めることにつき相当の理由がある情報。

⑤研究所内部又は他の機関との相互の審議、検討等に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に関係機関の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報。

⑥研究所が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

第７条（部分開示）

研究所は開示請求に係る情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２．開示請求に係る情報に特定の法人・団体・個人を識別することができる情報が記録されている場合において、当該情報を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、不開示情報第①号の情報に含まれないものとみなして、前項の規程を適用する。

３．個票データを含む電磁的記録の開示については、本規程とは別に定める規程によるものとする。

第８条（開示決定等の期限）

開示決定等は、第 5 条の開示請求手続が完了した後 30 日以内に行うものとする。同期間内に開示決定等ができない事務処理上の困難その他正当な事由があるときは、研究所は開示請求者に対し、遅滞なく、開示決定等のなされる期日及びその事由を通知しなければならない。

第９条（規程改定）

本規則の改定は理事会の承認をもって行う。

＜附則＞

本規程は、2012 年 7 月 1 日から施行する。

（別紙様式１－１）

社団法人国際経済労働研究所　御中

年　　月　　日

社団法人国際経済労働研究所

情報公開規程に基づく開示請求書

私は、社団法人国際経済労働研究所情報公開規程に基づく情報開示を請求します。
また、請求に際しては当該規程を遵守することを誓約します。

※開示請求者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※所属機関）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※自宅住所：

〒＿＿＿-＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿都道府県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※電話番号：＿＿＿＿-＿＿＿＿＿-＿＿＿＿＿

※開示請求情報の内容：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※開示請求事由：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※開示閲覧日時：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（研究所記入欄）

・受付番号：
・承認日時：
・閲覧時刻：
・承認者名：

＜備考＞

（別紙様式１－２）

社団法人国際経済労働研究所　御中

年　　月　　日

社団法人国際経済労働研究所

情報公開規程に基づく開示情報の複写請求書

私は、社団法人国際経済労働研究所情報公開規程に基づく開示情報の複写を請求します。
また、請求に際しては当該規程を遵守することを誓約します。

※開示請求者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※所属機関）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※自宅住所：

〒＿＿＿-＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿都道府県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※電話番号：＿＿＿＿-＿＿＿＿-＿＿＿＿

※開示請求情報の内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※上記中の複写請求部分）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※複写請求事由：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※複写希望日時：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（研究所記入欄）

・受付番号：
・承認日時：
・閲覧時刻：
・承認者名：

＜備考＞

（別紙様式１―３）

社団法人国際経済労働研究所　御中

年　　月　　日

社団法人国際経済労働研究所

情報公開規程に基づく開示請求に関する問い合わせ書

私は、社団法人国際経済労働研究所情報公開規程に基づく情報開示を請求するに際し、下記のとおり問い合わせを行います。
また、請求に際しては当該規程を遵守することを誓約します。

※開示請求者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※所属機関）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※自宅住所：

〒＿＿＿-＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿都道府県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※電話番号：＿＿＿＿-＿＿＿＿＿-＿＿＿＿＿

※開示請求情報の内容：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※開示請求事由：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※問い合わせ内容：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（研究所記入欄）

・受付番号：
・承認日時：
・閲覧時刻：
・承認者名：

＜備考＞

電磁的記録の開示ならびに利用に関する規程

第１条（目的）

社団法人国際経済労働研究所（以下、「研究所」という）では、広く一般の研究者・大学院生等が学術・研究目的で利用する場合に、個票データを含む電磁的記録を開示し、もって広く学術・研究の発展に寄与することを目的とする。また、提供された情報によって得られた知見を収集し、勤労者の福祉向上を図る情報基盤を整備することを目的とする。

第２条（電磁的記録の定義）

本規程において「電磁的記録」とは、別に定める「情報公開規程」第３条に定める情報を指し、主として電磁的に記録された個票データを意味する。ただし、その開示内容は、同規程第６条および第７条に準じるものに限る。

第３条（利用条件）

電磁的記録の利用を請求するものは、下記の事項に従うことの誓約をしなければならない。なお、下記誓約事項に違反した場合には、理由の如何に係らず、爾後研究所からの情報供与は一切得られない。

① 研究所の提供する電磁的記録は、学術・研究目的にのみ利用すること。
② 利用にあたっては、情報に関連する特定の法人・団体・個人の秘密保護を図り、当該法人・団体・個人を特定しようとする行為、およびこれらが識別できる形式での発表は一切しないこと。また、研究所が「情報公開規程」第６条および第７条に則して行う情報の部分開示を容認すること。
③ 電磁的記録は、利用申請者（別紙様式１）に署名した者だけが利用すること。
④ 電磁的記録の第三者への譲渡を行わないこと。
⑤ 利用期日（原則として１年間利用可能）までに、所属・身分の変更により利用者の資格を失った場合は、ただちに研究所に報告し、資格喪失後 30 日以内に研究所からの提供物を研究所に返却すること。なお、電磁的記録の複製を作成した場合は、それを消去・破棄すること。
⑥ 利用期日までに分析結果をまとめた報告書および研究成果を作成し、研究所に一部提出すること。
⑦ 分析に基づいて論文等を発表するときは、研究所から電磁的記録の提供を受けたことを記載し、発表した論文等を研究所に１部提出すること。
⑧ 分析に基づいて論文等を発表する場合、その論文等の著者(共著者を含む)は調査個票データの利用者として認められた者に限り、それ以外の者を著者に加えることはしないこと。
⑨ 研究所からの提供物の利用により何らかの不利益を被ったとしても、研究所は何らの責も負わないことを了承すること。
⑩ 研究所に提出された研究成果は、申請者と研究所とで協議のうえ、研究所発行の機関誌やＷＥＢサイト上でも公表する場合がある。

第４条（利用手続）

電磁的記録の利用申請は、所定の利用申請書の提出をもって行う。必要な申請書は、以下の各号に掲げる一式とする。

①電磁的記録利用申請書（別紙様式１）
②研究計画書（別紙様式２）

③身上書（別紙様式３）
④履歴書（別紙様式４）
⑤推薦書（別紙様式５）
⑥誓約書（別紙様式６）

２．申請に必要な申請書の記入事項は、各様式の規程に従うものとする。

３．本条第１項第６号の誓約書の提出をもって、申請者は第３条に掲げる条件を承諾したとみなす。誓約事項違反が認められた際は、利用承認を無効とするとともに、必要な措置を講じる。

第５条（電磁的記録の提供方法）

研究所は、第４条に規程の申請を受理し次第、速やかに電磁的記録提供の可否を審査しなければならない。審査の結果、電磁的記録の提供が可能な場合は、その旨を利用承認書（別紙様式８）をもって申請者に伝えるとともに、情報を電子媒体によって提供する。

２．第１項に定める提供が郵送等の手段による場合に生じる実費および配送手数料は、申請者が負担するものとする。

第６条（研究報告書の提出）

電磁的記録を利用者は、報告書を作成して、利用期日中に研究所あてに１部を提出する。使用言語は原則として日本語とし、全角で 8000 字（図表は１点 400 字換算、800 字あたり１点以内）以上を目安とする。提出の際には所定の用紙（別紙様式７）を添付する。

２．報告書は、学術誌等に公表した論文、または公表予定の論文にて代えることができる。この際は第７条の規程に準じることとする。

第７条（学術誌・学会等での研究成果の公表）

利用者が学術誌で第６条第２項規程の研究成果を公表した際は、論文掲載決定後速やかに研究所に報告し、当該論文の抜刷を１部提出する。学会等で口頭報告した際は、報告要旨を全角で 2000 字（図表は１点 400 字換算、800 字あたり１点以内）以上を目安に作成し、１部提出する。提出の際には所定の用紙（別紙様式７）を添付する。

２．本条第１項に定める論文等を公表する際は、社団法人国際経済労働研究所から電磁的記録の提供を受けた旨を明記すること。

３．利用者は電磁的記録利用期日の前後に係らず、研究所から提供を受けた電磁的記録に関する研究成果が公表された場合は、研究所にその成果を提出する。提出の際には所定の用紙（別紙様式７）を添付する。

第８条（規程改定）

本規則の改定は理事会の承認をもって行う。

＜附則＞

本規程は、2012 年 7 月 1 日から施行する。

（別紙様式１）

電 磁 的 記 録 利 用 申 請 書

※申請年月日	年	月	日
※申請者氏名	ふりがな		印
	姓	名	
※共同研究者氏名	ふりがな		印
	姓	名	
※共同研究者氏名	ふりがな		印
	姓	名	
※共同研究者氏名	ふりがな		印
	姓	名	
※共同研究者氏名	ふりがな		印
	姓	名	
※研究題目			
※研究経費（該当のものに✓してください） ☐ 私 費　☐ 公 費　☐ その他（具体的に：　　）			
※申請区分（該当のものに✓してください） ☐ 新 規　☐ 延 長 継 続（前回と同様）　☐ 変 更 継 続（研究題目・身分などの変更あり）			

研 究 所 記 入 欄
申請受理年月日　　年　　月　　日
申請承認書発行年月日　　年　　月　　日
利用期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
承認者名

（別紙様式２）

研 究 計 画 書

※氏名	ふりがな 姓	名	㊞
※研究目的			
※研究計画・方法			
※利用する主な変数			

＜本研究の公表予定＞

※学会等での公表
報告テーマ
学会名
発表日
※学会誌等への寄稿
書誌名
発行元
発表日
※その他（具体的に）

（別紙様式３）

身 上 書

<table>
<tr><td rowspan="2">※氏名</td><td>ふりがな</td><td></td><td>印</td></tr>
<tr><td>姓</td><td>名</td><td></td></tr>
<tr><td>※現住所（自宅）</td><td colspan="3">（〒　　-　　）

電 話：　　-　　-　　

Email：　　@　　</td></tr>
<tr><td rowspan="2">※所属先名称</td><td colspan="2">ふりがな</td><td>※役職名（大学院生の場合は学年）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>※所属先名称</td><td colspan="3">（〒　　-　　）

電 話：　　-　　-　　

Email：　　@　　</td></tr>
<tr><td>※希望連絡先</td><td colspan="3">（該当のものに✓してください）
Email の場合：　☐ 自 宅　☐ 所 属 先
郵便物の場合：　☐ 自 宅　☐ 所 属 先</td></tr>
</table>

（別紙様式４）

履 歴 書		年　　月　　日現在	
氏名	ふりがな		印
	姓	名	

年	月	学歴（高等学校卒業以降）

年	月	職　歴

主　要　業　績		
年	月	タ イ ト ル

取　得　学　位		
年	月	学 位 名

（別紙様式５）

推 薦 書

※推薦者氏名 （自書のこと）	ふりがな 姓	 名	印
※推薦者の所属機関		※役職名	
※推薦事由			

（別紙様式６）

誓 約 書

社団法人国際経済労働研究所（以下、研究所）が提供する電磁的記録の利用にあたって、「電磁的記録の開示ならびに利用に関する規程」第３条の定めるところに則し、以下の事項を遵守することを誓約します。

１．研究所の提供する電磁的記録は、学術・研究目的にのみ利用すること。
２．利用にあたっては、情報に関連する特定の法人・団体・個人の秘密保護を図り、当該法人・団体・個人を特定しようとする行為、およびこれらが識別できる形式での発表は一切しないこと。また、研究所が「情報公開規程」第６条および第７条に則して行う情報の部分開示を容認すること。
３．電磁的記録は、利用申請者（別紙様式１）に署名した者だけが利用すること。
４．電磁的記録の第三者への譲渡を行わないこと。
５．利用期日（原則として１年間利用可能）までに、所属・身分の変更により利用者の資格を失った場合は、ただちに研究所に報告し、資格喪失後 30 日以内に研究所からの提供物を研究所に返却すること。なお、電磁的記録の複製を作成した場合は、それを消去・破棄すること。
６．利用期日までに分析結果をまとめた報告書および研究成果を作成し、研究所に一部提出すること。
７．分析に基づいて論文等を発表するときは、研究所から電磁的記録の提供を受けたことを記載し、発表した論文等を研究所に１部提出すること。
８．分析に基づいて論文等を発表する場合、その論文等の著者(共著者を含む)は調査個票データの利用者として認められた者に限り、それ以外のものを著者に加えることはしないこと。
９．研究所からの提供物の利用により何らかの不利益を被ったとしても、研究所は何らの責も負わないことを了承すること。
１０．研究所に提出された研究成果は、申請者と研究所とで協議のうえ、研究所発行の機関誌やＷＥＢサイト上でも公表する場合がある。

以上の遵守事項に抵触する行為を犯した場合、社団法人国際経済労働研究所が法律上の手続きをとることに異存はありません。

年　　月　　日

（氏 名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（別紙様式７）

社団法人国際経済労働研究所　個票データ

研 究 成 果 要 旨

申請者氏名	
共同研究者の氏名（全員）	
研究題目	

提出物の種類（該当のものに✓してください）

□ 著書(単著・共著を問わず)　□ 編著書所収の論文　□ 学位論文（□ 修士論文／□ 博士論文）

□ 学術雑誌所収の論文（□ 査読つき／□ 査読なし）　□ 学会報告

□ その他　（具体的に：　　）

キーワード（５つまで）	

要旨（400 字以内）

提 出 年 月 日	（研究所記入欄）
年　　月　　日	受理年月日　　年　　月　　日